



島根県報

平成23年5月2日（月）

第2,286号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

県立学校統合再編成通学支援資金貸与規則の一部を改正する規則 (高 校 教 育 課) 2

【告 示】

平成23年5月臨時県議会の招集 (財 政 課) 2

土地改良区の役員の就任（2件） (農 村 整 備 課) 2

県営土地改良事業の工事の完了 (") 3

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 3

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 (中 小 企 業 課) 4

更の届出

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出 (") 5

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂 防 課) 6

【公 告】

管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定 (薬 事 衛 生 課) 8

平成23年度製菓衛生師試験の実施 (") 9

【特定調達公告】

島根県立中央病院医療廃棄物等処理業務委託に係る一般競争入札の落札者等 (病 院 局) 10

【正 誤】

平成23年3月31日付け島根県報号外第80号中 (税 務 課) 10

公布された条例等のあらまし

◇県立学校統合再編成通学支援資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第52号）

- 1 規則の概要
法人の名称の変更に伴う規定の整理（第2条関係）
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

規**則**

県立学校統合再編成通学支援資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第52号

県立学校統合再編成通学支援資金貸与規則の一部を改正する規則

県立学校統合再編成通学支援資金貸与規則（平成19年島根県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「財団法人島根県育英会」を「公益財団法人島根県育英会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告**示****島根県告示第326号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第3項の規定に基づき、次の事件を付議するため、平成23年5月10日臨時県議会を松江市に招集するので、同法第101条第5項及び第102条第4項の規定により告示する。

平成23年5月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

付議事件

- 1 議長の選挙について
- 2 副議長の選挙について
- 3 議会運営委員の選任について
- 4 常任委員の選任について
- 5 境港管理組合議会議員の選挙について
- 6 隠岐広域連合議会議員の選挙について
- 7 監査委員選任の同意について

島根県告示第327号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年5月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

井原 幸夫 松江市西浜佐陀町958番地

2 就任年月日

平成23年3月24日

島根県告示第328号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年5月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

八束郡東出雲町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

野津 貞夫 八束郡東出雲町大字揖屋町689番地16

2 就任年月日

平成23年3月28日

島根県告示第329号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成23年5月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
宍道湖中海沿岸地区農道事業（県営農村振興総合整備事業）	平成23年3月24日

島根県告示第330号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年5月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市佐田町反邊字堀越303、2273、2274、2275、2276

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第331号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成23年5月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

シティパルク浜田 浜田市相生町1391番地8

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

宮田建設工業株式会社 代表取締役 宮田弘 浜田市朝日町91番地13

龍河商事株式会社 代表取締役 龍河重雄 浜田市浅井町1580番地

(3) 変更した事項

ア 当該大規模小売店舗における小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

[1 F]

(株) イズミ	広島県広島市南区京橋町2-22	山西 泰明
(株) ウェーブ	島根県浜田市殿町83-217	守田 政義
(有) 錦栄堂	島根県浜田市片庭町1-1	松本 直樹
(株) はせがわ	島根県浜田市殿町29-2	長谷川 正夫
共同青果(株)	島根県浜田市下府町327-80	長谷川 邦博

[2 F]

(株) 赤松屋	島根県浜田市新町30-1	赤松 政豊
島根物産商事(株)	島根県浜田市久代町1117-2	大田 肇雄
(株) かみのや	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
2H	島根県浜田市長沢町3082	原 博行
(株) ダイトウヤ	島根県浜田市下府町321-7	足立 幸子
メンズプラザ スワキ	島根県浜田市田町1584	洲脇 之徳
(株) アニー	島根県浜田市相生町1391-8	佐々木 留美

[3 F]

(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東1丁目4-14	矢野 博丈
----------	---------------------	-------

(変更後)

[1 F]

(株) イズミ	広島県広島市南区京橋町2-22	山西 泰明
(株) ウェーブ	島根県浜田市殿町83-217	守田 政義
(有) 錦栄堂	島根県浜田市片庭町1-1	松本 直樹
(株) はせがわ	島根県浜田市殿町29-2	長谷川 正夫
共同青果(株)	島根県浜田市下府町327-80	長谷川 邦博
くいしん坊	島根県浜田市西村町333-1	大浴 三郎
きらくやCHOCOTTO	島根県浜田市長沢町172-6	赤松 政豊
[2F]		
(株) 赤松屋	島根県浜田市新町30-1	赤松 政豊
島根物産商事(株)	島根県浜田市久代町1117-2	大田 肇雄
(株) かみのや	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
2H	島根県浜田市長沢町3082	原 博行
(株) ダイトウヤ	島根県浜田市下府町321-7	足立 幸子
メンズプラザ スロキ	島根県浜田市田町1584	洲脇 之徳
(株) アニー	島根県浜田市相生町1391-8	佐々木 留美
[3F]		
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東1丁目4-14	矢野 博丈
宝珠堂	島根県江津市波子町イ968	山藤 二郎

(4) 変更の年月日

平成22年2月1日

2 届出年月日

平成23年4月13日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部産業政策課(浜田市殿町1番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第332号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による届出があつたので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月2日

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

八光西津田店 島根県松江市西津田町1-9-38外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社丸合 代表取締役社長 梅林哲朗 鳥取県米子市東福原6丁目12番40号

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,400平方メートル

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成23年4月21日

2 届出年月日

平成23年4月12日

島根県告示第333号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年5月2日

島根県知事 溝口善兵衛

1 (1) 区域の名称

大西

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から13号までを順次に結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
安来市荒島町字町後2328番1	1号
〃 2328番5	2号
安来市荒島町字町並2326番1	3号
〃 2323番2	4号
安来市荒島町字町後2322番	5号及び6号
安来市荒島町字兎山3384番1	7号
〃 3385番4	8号
〃 3385番1	9号から13号まで

2 (1) 区域の名称

下岡1

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から38号までを順次に結んだ線及び標柱1号と38号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
雲南市大東町岡村161番3	1号

〃	161番 1	2号
〃	766番	3号
〃	765番	4号及び5号
〃	745番 6	6号
〃	777番 4	7号
雲南市大東町大ヶ谷655番		8号及び9号
雲南市大東町岡村111番		10号
〃	779番	11号から13号まで
〃	110番 1	14号及び15号
〃	110番 2	16号
〃	108番 1	17号
〃	110番 2	18号
〃	112番	19号
〃	128番 3地先道路敷	20号及び21号
〃	114番地先道路敷	22号
〃	114番	23号及び24号
〃	115番	25号及び26号
〃	116番	27号
〃	776番地先道路敷	28号
〃	123番	29号
〃	120番	30号
〃	128番 1	31号
〃	909番 1	32号
〃	138番	33号
〃	767番 1	34号及び35号
〃	139番 1	36号
〃	767番 1	37号
〃	767番 2	38号

3(1) 区域の名称

下岡2

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次に結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号	
雲南市大東町岡村62番15地先水路敷	1号	
〃	798番 1	2号
〃	29番 2	3号
〃	817番	4号
〃	42番地先道路敷	5号
〃	45番 5	6号から8号まで
〃	63番	9号
〃	64番地先水路敷	10号

4(1) 区域の名称

下岡3

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から15号までを順次に結んだ線及び標柱1号と15号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
雲南市大東町岡村30番4地先道路敷	1号
〃 11番1	2号
〃 816番地先道路敷	3号
〃 814番1	4号から7号まで
〃 4番	8号
〃 7番1	9号
〃 5番	10号
〃 814番4	11号
〃 7番1	12号
〃 30番4	13号から15号まで

公 告

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成23年5月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 主催者の名称及び住所

財団法人 理容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明3丁目7番地26

2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

財団法人 理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所

広島県広島市中区紙屋町1丁目2番27号

3 講習日程

第1日 平成23年10月24日

第2日 平成23年10月31日

第3日 平成23年11月7日

4 申込の募集及び受付期間

募集 平成23年5月6日から平成23年8月19日まで

受付 平成23年8月29日から平成23年9月12日まで

5 講習会場

くにびきメッセ

島根県松江市学園南1丁目2番1号

6 受講料

1人18,000円

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定により、平成23年度製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、製菓衛生師法施行細則（昭和42年島根県規則第45号）第2条の規定により公告する。

平成23年5月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験期日

平成23年7月5日（火）

午前10時30分から午後12時30分まで

2 試験場所

松江市殿町158

島根県民会館 大会議室

3 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論及び実技

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの

5 出願の方法

(1) 提出書類

製菓衛生師法施行細則第3条に規定する製菓衛生師試験受験願書及び添付書類

(2) 受験願書の提出

ア 県内居住者は、平成23年5月6日（金）から同年6月3日（金）までに住所地を管轄する保健所に提出すること。

イ 県外居住者は、平成23年5月6日（金）から同年6月3日（金）までに松江市殿町128番地島根県健康福祉部薬事衛生課に提出すること。なお、郵送の場合は、平成23年6月3日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 受験手数料

9,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

6 受験票の送付

受験願書を審査し、適格と認めた者には、受験票を送付する。

受験票が平成23年6月27日（月）までに到着しない場合は、島根県健康福祉部薬事衛生課までその旨を申し出ること（受験票の配達不能等がないように受験願書の住所欄に番地及び何某方までを明確に記入すること。）。

7 合格者の発表

平成23年8月5日（金）に島根県庁前及び各保健所の掲示板並びに島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

8 その他

(1) 受験手続その他試験についての問合せは、保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課（松江市殿町128番地 電話 0852-22-6487）にすること。

(2) 平成22年度の試験問題及び解答については、島根県県政情報センター（松江市殿町8番地 県庁南庁舎1階 電話 0852-22-6139）及び各地区の県政情報コーナーで閲覧することができる。

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条で準用する物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成23年5月2日

島根県立中央病院 病院長 中山 健 吾

1 調達件名及び数量

島根県立中央病院医療廃棄物処理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部施設管理グループ 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

平成23年3月29日

4 落札者の氏名及び住所

三光株式会社 鳥取県境港市昭和町5番地17

5 落札金額

31,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成23年2月15日

正 誤

平成23年3月31日付け島根県報号外第80号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
3	第27号様式その5（表）中	納付期限	納期限